

第5期石狩市農業振興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 農業を取りまく環境の変化や課題に的確に対応し、石狩市の地域特性を活かした農業振興策を検討するため、第5期石狩市農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の依頼に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、提言するものとする。

- (1) 農業振興計画の検討及び策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員で組織する。

- 2 委員の構成は、別表に掲げる者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、所掌事務に係る提言がなされる時点までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、原則として、これを公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画経済部農政課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営等について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和３年５月20日から施行する。

別表（第３条関係）

区分	機関・団体名	備考
(1) 農業に従事する者	1 農業経営者及び農業従事者	
(2) 農業関係機関及び 団体に従事する者	2 石狩市農業協同組合 3 北石狩農業協同組合 4 石狩市農業委員会 5 石狩農業改良普及センター石狩北部支所 6 土地改良区 7 上記以外の関係団体	
(3) 経済関係団体及び 消費者団体に従事す る者	8 石狩商工会議所 9 石狩北商工会 10 石狩観光協会 11 上記以外の関係団体	
(4) 学識経験者	12 学識経験者	
(5) 一般公募	13 一般公募	